平成２４年（フ）第２３０６号
札幌市北区太平11条５丁目１番10号　インペリアル寺田106号
債務者　小笠原將晃
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８７３号
北海道恵庭市相生町68番地２　ベルトピア恵庭302号
債務者　山田　勇次
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２９号
札幌市豊平区月寒東４条18丁目20番３号　ノーブル101号
債務者　牧山　憲夫
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２号
宮城県白石市白川内親字入11番地
債務者　高橋　昭治（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第８５号
宮城県伊具郡丸森町字大舘１丁目113番地　町営大門住宅104号
債務者　二階堂友輝
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１６７６号
愛知県春日井市八田町３丁目４番地33　ピュアコート106号、従前の住所愛知県春日井市下条町744番地１
債務者　上野　博行
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３１２号
大阪府摂津市東一津屋１番35―106号、申立時の住所大阪府摂津市東別府４丁目８―19リベルテ摂津105号
債務者　林　　直哉
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６５号
大阪府八尾市陽光園１丁目１番25号　重尾マンションＢ１号、住民票上の住所奈良市芝辻町１丁目８番27号
債務者　鳥井　サム
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２９号
大阪市住之江区粉浜西１丁目２番２―510号
債務者　岩田　光代
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２９１号
大阪府東大阪市若江西新町３丁目１番10号　クレスト石山201号
債務者　奥西乃梨子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６９８号
大阪府門真市大字北島683番地の１　クレールコートＥ―２号
債務者　鈴木テレサこと　ＳＵＺＵＫＩ　ＴＥＲＥＳＡ　ＭＡＧＮＯ
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６１号
大阪府八尾市福万寺町３丁目31番地の３　ひよりレジデンス205号、前住所大阪府寝屋川市高倉２丁目９番８号
債務者　大津　米子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８号
大阪市中央区瓦屋町３丁目７番５号アミティエ瓦屋町903
債務者　前森　　舞（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８号
大阪市淀川区新北野２丁目８番18号―203
債務者　藤本　弍学
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１号
大阪市住之江区浜口東３丁目４番16号　メゾン・アサ201号室
債務者　若宮　良子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８号
大阪府四條畷市田原台１丁目10番15号
債務者　森川　正純
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９７号
堺市堺区東雲西町１丁４番20―605号
債務者　笹中　順子（旧姓日髙）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係